

地力増進法施行令の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の基準を定める件

(昭和59年10月1日農林水産省告示第2001号、

最終改正：令和3年6月14日農林水産省告示第1005号)

地力増進法施行令(昭和五十九年政令第二百九十九号)の規定に基づき、泥炭等の品質に関する事項についての農林水産大臣の定める基準を次のように定め、昭和六十年五月一日から施行する。

土壌改良資材の種類	基準
地力増進法施行令(以下「令」という。)第一号の泥炭	乾物百グラム当たりの有機物の含有量二十グラム以上
令第二号のバークたい肥	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第二項の特殊肥料又は肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第一条の二第一号(腐熟させたものに限る。)若しくは第二号の普通肥料に該当するものであること
令第三号の腐植酸質資材	乾物百グラム当たりの有機物の含有量二十グラム以上
令第五号のけいそう土焼成粒	気乾状態のもの一リットル当たりの質量 七百グラム以下
令第六号のゼオライト	乾物百グラム当たりの陽イオン交換容量 五十ミリグラム当量以上
令第九号のベントナイト	乾物二グラムを水中に二十四時間静置した後の膨潤容積 五ミリリットル以上
令第十号のVA菌根菌資材	共生率が五パーセント以上
令第十一号のポリエチレンイミン系資材	質量百分率三パーセントの水溶液の温度二十五度における粘度 十ポアズ以上
令第十二号のポリビニルアルコール系資材	平均重合度 千七百以上

改正文 (昭和六十二年二月二五日農林水産省告示第二〇九号) 抄  
昭和六十二年六月一日から施行する。

改正文（平成五年十一月二六日農林水産省告示第一三八六号）抄  
平成六年二月一日から施行する。

改正文（平成九年二月二五日農林水産省告示第三一一号）抄  
平成九年三月一日から施行する。

改正文（平成一二年九月二八日農林水産省告示第一二五一号）抄  
平成十二年十月一日から施行する。

附 則（令和二年一〇月三〇日農林水産省告示第二一二六号）  
この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和三年六月一四日農林水産省告示第一〇〇五号）  
この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。